

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

池袋支店

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-5-3 エルグビル8F

派遣労働者の数（2025年6月1日付け派遣労働者数）	294人
派遣先の数（2024年度派遣先事業所数 実数）	43社
労働者派遣に関する料金額（2024年度労働者派遣に関する料金額の平均額）	17,350円
派遣労働者の賃金額（2024年度派遣労働者の賃金額の平均額）	12,476円
マージン率（2024年度マージン率の平均）	28.0%
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項	労使協定を締結しているか否か：締結済み 対象となる派遣労働者の範囲：派遣スタッフ(有期・無期)・外勤正規従業員 労使協定の有効期間の終期：2026年3月31日
教育訓練に関する事項	・情報セキュリティ教育（無償・有給） ・ビジネスマナー教育（無償・有給）
その他参考事項	・健康保険・厚生年金・雇用保険加入 (雇用条件によっては加入できない場合があります)
キャリアコンサルティング窓口	TEL：03-5985-8820 キャリアコンサルティング担当宛て